

物価高騰による給付金を支給します

●住民税非課税世帯などへの生活支援給付金

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい、住民税非課税世帯などに対し、生活支援給付金を支給します。あらかじめ対象と見込まれる世帯には、7月中旬に「支給のお知らせ」または「確認書」を送付しています。まだ確認書を提出していない人は、期限までに手続きをしてください。

※市で課税状況の判定ができなかった世帯（令和5年1月2日以降に転入した人を含む世帯など）や、家計急変世帯などは申請が必要です。

詳しくは



☎ 10月31日☎までに生活援護課(☎025-520-5697)
☎ コールセンター (☎025-520-5846) ※9月29日まで

○住民税非課税世帯など

☎①令和5年6月1日時点で上越市に住民登録があり、令和5年度住民税が非課税の世帯（ただし、世帯全員が住民税を課税されている人の扶養になっている場合は除く）②①に該当しない世帯で、予期しない理由により、令和5年1月から9月までの家計が急変し、世帯全員の収入が、住民税非課税の世帯と同様の水準にあると認められる世帯 ☎支給額=1世帯当たり3万円

○住民税均等割のみ課税世帯

☎①令和5年6月1日時点で上越市に住民登録があり、令和5年度住民税均等割のみが課税されている世帯（ただし、世帯全員が住民税を課税されている人の扶養になっている場合は除く） ☎支給額=1世帯当たり1万5千円

●子育て世帯への支援給付金

物価高騰などの影響を受けている子育て世帯に対し、市独自の支援として児童1人につき1万円を支給します。申請が必要な世帯には申請書を郵送しますので、早めに手続きをください。



☎基準日（令和5年7月1日）に上越市に住民登録がある平成17年4月2日以降に生まれた児童、または、基準日より後に生まれて出生日に上越市に住民登録がある児童を養育する父母など

詳しくは



※基準日において児童を養育する人で、上越市から児童手当または特例給付を受給する人および令和4年度の子育て世帯への支援給付金を受給した人には、「支給に関するお知らせ」を送付の上、指定の口座へ振り込みますので申請は不要です。

○申請が必要な人

令和4年度の子育て世帯への支援給付金を受給していない人で、次のいずれかにあてはまる人

- ①高校生相当年齢（平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれ）の児童を養育する人
- ②公務員や所得上限限度額以上の所得のため、市から児童手当または特例給付を受給していない人
- ③市外に居住する人で、対象児童を養育する人

☎☎令和6年3月29日☎までに申請書類一式を、こども政策課(☎025-520-5726)または各総合事務所に提出（郵送の場合は令和6年3月31日☎消印有効）

上越休日・夜間診療所 お盆の期間の診療

夜間や休日の急な発熱や腹痛など、比較的症状の軽い人が対象です。

症状にかかわらず、必ず事前に休日・夜間診療所に電話してから受診してください（電話は受付時間内のみ）。

※6カ月未満の乳児は医師の出務状況により診察できない場合があるため、事前連絡時に確認してください。

詳しくは



診療日	受付時間	診療科目
8月11日(金)・(祝)	午前9時～11時30分・午後1時～3時30分	内科・小児科・外科
	午後4時～5時30分・午後7時～8時30分	内科・小児科
12日(土)	午後4時～5時30分・午後7時～8時30分	内科・小児科
13日(日)	午前9時～11時30分・午後1時～3時30分	内科・小児科・外科
	午後4時～5時30分・午後7時～8時30分	内科・小児科
14日(月)	午後7時30分～9時30分	内科・小児科
15日(火)	午前9時～11時30分・午後1時～3時30分	内科・小児科・外科
	午後4時～5時30分・午後7時～8時30分	内科・小児科

☎☎新光町1-8-11（オールシーズンプール向かい）☎☎上越休日・夜間診療所（☎025-522-3777）、地域医療推進課（☎025-520-5699）